

平成19年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第1号

平成19年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等(以下この条において「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県教育委員会の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する教育委員会事務局(以下「事務局」という。)及び教育機関(学校を除く。以下同じ。)の組織及びその分掌を定めるとともに、組織上必要な事項を規定するものとする。</p> <p>(課等及びその内部組織の設置)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる課等に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係、室その他の内部組織(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>教育環境課</td><td>管理・施設助成担当、<u>高等学校整備・情報化担当</u>、<u>建築技術担当</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>特別支援教育室</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>文化課</td><td>略</td></tr></table>	略		教育環境課	管理・施設助成担当、 <u>高等学校整備・情報化担当</u> 、 <u>建築技術担当</u>	略		特別支援教育室		略		文化課	略	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県教育委員会の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する教育委員会事務局(以下「事務局」という。)及び教育機関(学校を除く。以下同じ。)の組織及びその分掌を定めるとともに、<u>組織上必要な事項を規定することを目的とする。</u></p> <p>(課等及びその内部組織の設置)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる課等に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係、室その他の内部組織(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>教育環境課</td><td>管理・施設助成担当、<u>高等学校整備担当</u>、<u>建築技術担当</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>障害児教育室</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>文化課</td><td>略</td></tr></table>	略		教育環境課	管理・施設助成担当、 <u>高等学校整備担当</u> 、 <u>建築技術担当</u>	略		障害児教育室		略		文化課	略
略																									
教育環境課	管理・施設助成担当、 <u>高等学校整備・情報化担当</u> 、 <u>建築技術担当</u>																								
略																									
特別支援教育室																									
略																									
文化課	略																								
略																									
教育環境課	管理・施設助成担当、 <u>高等学校整備担当</u> 、 <u>建築技術担当</u>																								
略																									
障害児教育室																									
略																									
文化課	略																								

	歴史遺産室
略	
体育保健課	管理係、健康教育係、体育係
スポーツセンター	鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則（平成7年鳥取県教育委員会規則第1号。以下「スポーツセンター規則」という。）第3条第1項に定める係

（各課等の分掌事務）

第3条 各課等においては、次の事務をつかさどる。

教育総務課～教育環境課 略

小中学校課

(1)～(5) 略

(6) 市町村立学校（特別支援学校を除く。）の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

(7) 市町村立学校（幼稚園及び特別支援学校を除く。）の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。

(8) 略

(9) 教育職員の免許状に関すること。

特別支援教育室

(1) 県立特別支援学校の設置、廃止及び管理の指導に関すること。

(2) 県立特別支援学校の教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。

(3) 県立特別支援学校の教職員の組織する職員団体にに関すること。

(4) 公立の特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

(5) 公立の特別支援学校の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。

(6) 公立の特別支援学校及び特別支援学級の生徒、児童及び幼児の就学奨励に関すること。

(7) 特別支援教育に関する地域の中心的な役割を果たす県立特別支援学校の体制の整備に関すること。

教育センター 略

高等学校課

(1)～(8) 略

(9) 高等学校卒業程度認定試験に関すること。

	遺跡調査整備室
略	
体育保健課	振興係、健康教育係、体育係
全国スポーツ・レクリエーション祭推進室	総務担当、広報担当、宿泊輸送担当、種目交流担当、式典担当

（各課等の分掌事務）

第3条 各課等においては、次の事務をつかさどる。

教育総務課～教育環境課 略

小中学校課

(1)～(5) 略

(6) 市町村立学校（養護学校を除く。）の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

(7) 市町村立学校（幼稚園及び養護学校を除く。）の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。

(8) 略

(9) 教職員の免許状に関すること。

障害児教育室

(1) 県立の盲学校、聾学校及び養護学校（以下「県立盲学校等」という。）の設置、廃止及び管理の指導に関すること。

(2) 県立盲学校等の教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。

(3) 県立盲学校等の教職員の組織する職員団体にに関すること。

(4) 市町村立養護学校及び県立盲学校等の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

(5) 市町村立養護学校及び県立盲学校等の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。

(6) 盲学校、聾学校、養護学校及び障害児学級の生徒、児童及び幼児の就学奨励に関すること。

教育センター 略

高等学校課

(1)～(8) 略

(9) 大学入学資格検定に関すること。

家庭・地域教育課～博物館 略

体育保健課

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

スポーツセンター

スポーツセンターの分掌事務は、スポーツセンター規則の定めるところによる。

(係等の分掌事務)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、教育センター、図書館、博物館及びスポーツセンターに置く係等の分掌事務は、教育センター規則、図書館規則、博物館規則及びスポーツセンター規則の定めるところによる。

第7条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 義務教育主査 上司の命を受け、小学校及び中学校並びに特別支援学校及び特別支援学級における学校教育に関する専門的事項の指導並びに学校管理及び人事管理に関する専門的事項に係る事務に参画する。

(8)～(11) 略

第7条の2 前2条の規定にかかわらず、教育センター、図書館、博物館及びスポーツセンターに係る職制は、教育センター規則、図書館規則、博物館規則及びスポーツセンター規則の定めるところによる。

(妻木晩田遺跡事務所の設置等)

家庭・地域教育課～博物館 略

体育保健課

(1) 社会体育に関すること。

(2) 略

(3) 体育施設に関すること。

(4) レクリエーションに関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) スポーツに関すること。

(10) 鳥取県スポーツセンターに関すること。

(11) 略

全国スポーツ・レクリエーション祭推進室

(1) 全国スポーツ・レクリエーション祭の開催の準備に係る総合的な調整及び企画に関すること。

(2) 全国スポーツ・レクリエーション祭の運営に関すること。

(係等の分掌事務)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、教育センター、図書館及び博物館に置く係等の分掌事務は、教育センター規則、図書館規則及び博物館規則の定めるところによる。

第7条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。

(1)～(6) 略

(7) 義務教育主査 上司の命を受け、小学校及び中学校並びに盲学校、聾学校、養護学校及び障害児学級における学校教育に関する専門的事項の指導並びに学校管理及び人事管理に関する専門的事項に係る事務に参画する。

(8)～(11) 略

第7条の2 前2条の規定にかかわらず、教育センター、図書館及び博物館に係る職制は、教育センター規則、図書館規則及び博物館規則の定めるところによる。

(妻木晩田遺跡事務所の設置)

第14条の2 妻木晩田遺跡事務所を西伯郡大山町に設置し、その事務を分掌させるため、総務係及び調査整備係を置く。

(妻木晩田遺跡事務所の職制及び職務)

第14条の4 妻木晩田遺跡事務所に所長を、係に係長を置く。

2 略

3 係長は、上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。

第15条の2 第1条の2第2項に規定するその他の機関は、次の表の左欄に掲げる教育機関とし、その内部組織、分掌事務その他の管理運営に関し必要な事項は、それぞれ同表の右欄に掲げる規則により別に定めるものとする。

略	
埋蔵文化財センター	鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号)
—	

第14条の2 妻木晩田遺跡事務所を西伯郡大山町に置く。

(妻木晩田遺跡事務所の職制及び職務)

第14条の4 妻木晩田遺跡事務所に所長を置く。

2 略

第15条の2 第1条の2第2項に規定するその他の機関は、次の表の左欄に掲げる教育機関とし、その内部組織、分掌事務その他の管理運営に関し必要な事項は、それぞれ同表の右欄に掲げる規則により別に定めるものとする。

略	
埋蔵文化財センター	鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号)
—	
スポーツセンター	鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則(平成7年鳥取県教育委員会規則第1号)

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育委員会事務局の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)の種類及び職の設置について定めるものとする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 技術職員をもって充てる職</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、教育委員会事務局の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)の種類及び職の設置について定めることを目的とする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 技術職員をもって充てる職</p>

建築技師・機械技師・電気技師・栄養士・ <u>教育 相談員</u>	建築技師・機械技師・電気技師・栄養士
---------------------------------------	--------------------

(教育職員の免許状に関する規則の一部改正)

第3条 教育職員の免許状に関する規則(昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「削除条項」という。)を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条項及び様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後	改正前								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)第20条の規定に基づき、<u>教育職員の免許状に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(普通免許状の授与の出願)</p> <p>第2条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願(様式第1号)に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び宣誓書(様式第2号)を添えて鳥取県教育委員会(以下「授与権者」という。)に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1～4 略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">5 免許法第17条の規定による<u>特別支援学校において専ら自立教科等の</u>教授を担任する教員の普通免許状</td> <td style="width: 50%;">ア 略 イ <u>免許法第17条の</u>文部科学省令で定める資格を有する者^{にあっては}、当該資格を有することを証明する書類</td> </tr> </table>	1～4 略		5 免許法第17条の規定による <u>特別支援学校において専ら自立教科等の</u> 教授を担任する教員の普通免許状	ア 略 イ <u>免許法第17条の</u> 文部科学省令で定める資格を有する者 ^{にあっては} 、当該資格を有することを証明する書類	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)第20条の規定に基づき、<u>教育職員の免許状に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(普通免許状の授与の出願)</p> <p>第2条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願(様式第1号)に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び宣誓書(様式第2号)を添えて鳥取県教育委員会(以下「授与権者」という。)に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1～4 略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">5 免許法第17条第2項の規定による<u>盲学校、聾学校又は養護学校において特殊の教科の</u>教授を担任する教員の普通免許状</td> <td style="width: 50%;">ア 略 イ <u>免許法第17条第2項の</u>文部科学省令で定める資格を有する者^{にあっては}、当該資格を有することを証明する書類</td> </tr> </table>	1～4 略		5 免許法第17条第2項の規定による <u>盲学校、聾学校又は養護学校において特殊の教科の</u> 教授を担任する教員の普通免許状	ア 略 イ <u>免許法第17条第2項の</u> 文部科学省令で定める資格を有する者 ^{にあっては} 、当該資格を有することを証明する書類
1～4 略									
5 免許法第17条の規定による <u>特別支援学校において専ら自立教科等の</u> 教授を担任する教員の普通免許状	ア 略 イ <u>免許法第17条の</u> 文部科学省令で定める資格を有する者 ^{にあっては} 、当該資格を有することを証明する書類								
1～4 略									
5 免許法第17条第2項の規定による <u>盲学校、聾学校又は養護学校において特殊の教科の</u> 教授を担任する教員の普通免許状	ア 略 イ <u>免許法第17条第2項の</u> 文部科学省令で定める資格を有する者 ^{にあっては} 、当該資格を有することを証明する書類								

	カ 略 キ 略 ク 略 ケ 略
2～4 略	

(臨時免許状に係る教育職員検定の出願)

第11条 略

2及び3 略

4 受検者が免許法第5条の2第3項の規定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者である場合は、第1項第2号及び第3号に掲げる書類並びに当該新教育領域の追加の定めを受けようとする特別支援学校の教員の免許状を添付しなければならない。

(免許状授与証明書)

第24条 免許状授与又は免許状交付の証明を受けようとする者は、免許状授与(交付)証明書交付願(様式第19号)を授与権者に提出しなければならない。

2 略

別表第4(第23条関係)

1～5 略

6 特別支援教育に関する科目

受けようとする免許状の種類	修得することと最低単位数	内 容			
		特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及

	才 略 カ 略 キ 略 ク 略
2～4 略	

(臨時免許状に係る教育職員検定の出願)

第11条 略

2及び3 略

(免許状授与証明書)

第24条 免許状授与又は免許状交付の証明を受けようとする者は、免許状授与(交付)証明書交付申請書(様式第19号)を授与権者に提出しなければならない。

2 略

別表第4(第23条関係)

1～5 略

6 特殊教育に関する科目

受けようとする免許状の種類	修得することと最低単位数	内 容		
		教育の基礎理論に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

				及び 病理 に関 する 科目	及び 指 導法 に関 する 科目	及び 病理 に関 する 科目	及び 指 導法 に関 する 科目
特別 支援 学校 教諭	1種 免許 状	6	1単 位以 上	1単位（視 覚障害者又 は聴覚障害 者に関する 教育の領域 を定める免 許状の授与 を受けよう とする場合 にあつては、 2単位）以 上		1単位以上	
			4		1単位（視 覚障害者又 は聴覚障害 者に関する 教育の領域 を定める免 許状の授与 を受けよう とする場合 にあつては、 2単位）以 上		1単位以上
	2種 免許 状	6	1単 位以 上	1単位（視 覚障害者又 は聴覚障害 者に関する 教育の領域 を定める免 許状の授与 を受けよう とする場合 にあつては、 2単位）以 上		1単位以上	

盲学 校教 諭、 聾学 校教 諭又 は養 護学 校教 諭	1種 免許 状	6	1単 位以 上		1単位以上		1単位以上
			4			1単位以上	1単位以上
	2種 免許 状	6	1単 位以 上		2単位以上		2単位以上

備考 特別支援教育領域に関する科目の欄に掲げる
科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域の
うち授与を受けようとする免許状に定められる

こととなる 1 又は 2 以上の特別支援教育領域について、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得するものとする。

(1) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目(以下「心理等に関する科目」という。)並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目(以下「教育課程等に関する科目」という。)について合わせて 2 単位以上

(2) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて 1 単位以上

様式第 1 号 (第 2 条 第 4 条関係)

教育職員免許状授与願	
略	
	本籍都道府県名
	現住所 (ふりがな)
	氏名 印
	生年月日
私は、下記の教育職員免許状の授与を受けたいので、必要な書類を添えて願います。	
	年 月 日
	鳥取県教育委員会 様
	記
1	略
2	教科名(特別支援学校の教員の免許状にあっては、特別支援教育領域名)

備考 略

様式第 1 号 (第 2 条 第 4 条関係)

教育職員免許状授与願	
略	
	本籍都道府県名
	現住所 (ふりがな)
	氏名 印
	生年月日
私は、下記の教育職員免許状の授与を受けたいので、必要な書類を添えて願います。	
	年 月 日
	鳥取県教育委員会 様
	記
1	略
2	教科名

備考 略

様式第 1 号の 2 (第 5 条関係)

教育職員免許状新教育領域追加願	
鳥取県収入証紙はり付け欄	
	本籍都道府県名
	現住所 (ふりがな)

氏名 印

生年月日

私は、下記のとおり特別支援学校の教員の免許状へ新たに特別支援教育領域を追加して定めていただきたいので、必要な書類を添えて願います。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様
記

- 1 所有する特別支援学校の教員の免許状の種類及びこれに定められた特別支援教育領域名
 - (1) 免許状の種類
 - (2) 特別支援教育領域名
- 2 1の免許状へ新たに追加して定めようとする特別支援教育領域名

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号(第7条、第9条 第11条関係)

教育職員検定願

略

本籍都道府県名

現住所

(ふりがな)

氏名 印

生年月日

私は、下記の免許状に係る教育職員検定を受けたいので、必要な書類を添えて願います。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様
記

- 1 略
- 2 教科名(特別支援学校の教員の免許状にあつては、特別支援教育領域名)

備考 略

様式第6号(第7条、第9条 第11条関係)

履歴書

様式第3号(第7条、第9条 第11条関係)

教育職員検定願

略

本籍都道府県名

現住所

(ふりがな)

氏名 印

生年月日

私は、下記の免許状に係る教育職員検定を受けたいので、必要な書類を添えて願います。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様
記

- 1 略
- 2 教科名

備考 略

様式第6号(第7条、第9条 第11条関係)

履歴書

現住所
氏名
年 月 日生
記

1 ~ 3 略

4 略

上記のとおり相違ありません。
年 月 日
氏名 印

上記のとおり確認する。
年 月 日
学校長（所属長）氏名 印

備考 略

様式第19号（第24条関係）

免許状授与（交付）証明書交付願

鳥取県収入証
紙はり付け欄

現住所
（ふりがな）
氏名 印
生年月日

下記の免許状の授与（交付）証明書の交付を受けたいのでお願いします。
年 月 日

鳥取県教育委員会 様
記

免許状の種類	
教科	
免許状の番号	
授与（交付）年月日	
授与権者	
証明書必要部数	
証明書を必要とする理由	

備考 略

様式第21号（第25条関係）

教育職員免許状原簿

現住所
氏名
年 月 日生
記

1 ~ 3 略

4 賞罰

年月日	事項	官庁名
年 月 日		

5 略

上記のとおり相違ありません。
年 月 日
氏名 印

上記のとおり確認する。
年 月 日
学校長（所属長）氏名 印

備考 略

様式第19号（第24条関係）

免許状授与（交付）証明書交付申請書

現住所
（ふりがな）
氏名 印
生年月日

私は_____のため、下記の免許状の授与（交付）証明書の交付を受けたいのでお願いします。
年 月 日

鳥取県教育委員会 様
記

番 号	授与年 月日	免許状 の種類	教 科	授与 権者	必要証 明部数

備考 略

様式第21号（第25条関係）

教育職員免許状原簿

略								
授与条件	修得単位数	略						
		科目別	単位数	修得方法	単位数	修得方法	単位数	修得方法
		教科に関する科目	単位		単位		単位	
		教職に関する科目	単位		単位		単位	
		教科又は教職に関する科目	単位		単位		単位	
		養護に関する科目	単位		単位		単位	
		養護又は教職に関する科目	単位		単位		単位	
		特別支援教育に関する科目	単位		単位		単位	
		栄養に係る教育に関する科目	単位		単位		単位	
		栄養に係る	単位		単位		単位	

略								
授与条件	修得単位数	略						
		科目別	単位数	修得方法	単位数	修得方法	単位数	修得方法
		教科に関する科目	単位		単位		単位	
		教職に関する科目	単位		単位		単位	
		教科又は教職に関する科目	単位		単位		単位	
		養護に関する科目	単位		単位		単位	
		養護又は教職に関する科目	単位		単位		単位	
		特殊教育に関する科目	単位		単位		単位	
		栄養に係る教育に関する科目	単位		単位		単位	
		栄養に係る	単位		単位		単位	

		る教育又は教職に関する科目					
略							

		る教育又は教職に関する科目					
略							

(鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部改正)

第4条 鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>鳥取県立特別支援学校学則</u></p>	<p><u>鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県立特別支援学校</u>(以下「学校」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校</u>(以下「学校」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(単位の修得の認定)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長は、第20条の2第2項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の<u>特別支援学校</u>の高等部における履修を学校の高等部における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</p>	<p>(単位の修得の認定)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長は、第20条の2第2項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の<u>盲学校、聾学校又は養護学校</u>の高等部における履修を学校の高等部における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</p>
<p>(転入学)</p> <p>第19条 校長は、高等学校又は他の<u>特別支援学校</u>の高等部若しくは専攻科(以下「高等学校等」という。)の生徒で転入学を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めるときは、その者の修得した、又は履修している単位に応じて、相当学年に入学させることができる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(転入学)</p> <p>第19条 校長は、高等学校又は他の<u>盲学校、聾学校若しくは養護学校</u>の高等部若しくは専攻科(以下「高等学校等」という。)の生徒で転入学を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めるときは、その者の修得した、又は履修している単位に応じて、相当学年に入学させることができる。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(留学)</p> <p>第20条の2 生徒は、外国の<u>特別支援学校</u>の高等部に</p>	<p>(留学)</p> <p>第20条の2 生徒は、外国の<u>盲学校、聾学校又は養護</u></p>

<p>留学しようとするときは、留学願(様式第3号の4)に校長が必要と認める書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の留学願の提出があった場合において、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の<u>特別支援学校</u>の高等部に留学することを許可することができる。</p> <p>様式第3号(第17条、第18条 第20条、第28条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>備考 1 志願者の最終学歴欄については、高等部志願者にあつては最終の出身中学校又は<u>特別支援学校</u>中学部名を、専攻科志願者にあつては最終の出身高等学校又は<u>特別支援学校</u>高等部名を記入すること。</p> <p>2 及び3 略</p>	<p>学校の高等部に留学しようとするときは、留学願(様式第3号の4)に校長が必要と認める書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の留学願の提出があった場合において、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の<u>盲学校、聾学校又は養護学校</u>の高等部に留学することを許可することができる。</p> <p>様式第3号(第17条、第18条 第20条、第28条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>備考 1 志願者の最終学歴欄については、高等部志願者にあつては最終の出身中学校又は<u>盲・聾・養護学校</u>中学部名を、専攻科志願者にあつては最終の出身高等学校又は<u>盲・聾・養護学校</u>高等部名を記入すること。</p> <p>2 及び3 略</p>
---	---

(鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県教育センター(以下「教育センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を<u>定めるものとする。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 教育センターにおいては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>特別支援教育</u>についての児童等の身体障害及び知的障害の検査に関すること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県教育センター(以下「教育センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 教育センターにおいては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>障害児教育</u>についての児童等の身体障害及び知的障害の検査に関すること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>

<p>総務課 略 研修企画課</p> <p>(1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び<u>特別支援学校</u>の教育（情報教育を除く。）についての研修に関すること。</p> <p>(2) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育についての研究調査に関すること（教育相談、<u>特別支援教育</u>及び情報教育に関するものを除く。）。</p> <p>(3) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育に関する資料の整備及び提供に関すること（教育相談、<u>特別支援教育</u>及び情報教育に関するものを除く。）。</p> <p>教育相談課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育相談及び<u>特別支援教育</u>についての研究調査に関すること。</p> <p>(3) <u>特別支援教育</u>についての幼児、児童及び生徒の身体障害及び知的障害の検査に関すること。</p> <p>(4) 教育相談及び<u>特別支援教育</u>に関する資料の整備及び提供に関すること。</p> <p>情報教育課及び学校教育支援室 略</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 所長、次長、課長、室長、課長補佐、主幹、<u>係長及び副主幹</u></p> <p>2 事務職員をもって充てる職 主事、指導主事、<u>研修主事</u></p> <p>3 技術職員をもって充てる職 電気技師及び<u>運転士</u></p>	<p>総務課 略 研修企画課</p> <p>(1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>の教育（情報教育を除く。）についての研修に関すること。</p> <p>(2) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育についての研究調査に関すること（教育相談、<u>障害児教育</u>及び情報教育に関するものを除く。）。</p> <p>(3) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育に関する資料の整備及び提供に関すること（教育相談、<u>障害児教育</u>及び情報教育に関するものを除く。）。</p> <p>教育相談課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育相談及び<u>障害児教育</u>についての研究調査に関すること。</p> <p>(3) <u>障害児教育</u>についての幼児、児童及び生徒の身体障害及び知的障害の検査に関すること。</p> <p>(4) 教育相談及び<u>障害児教育</u>に関する資料の整備及び提供に関すること。</p> <p>情報教育課及び学校教育支援室 略</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 所長、次長、課長、室長、課長補佐、主幹、<u>係長、副主幹</u></p> <p>2 事務職員をもって充てる職 主事、指導主事、<u>研修主事</u></p> <p>3 技術職員をもって充てる職 電気技師、<u>運転士、ボイラー技士</u></p>
---	---

（鳥取県立学校管理規則の一部改正）

第6条 鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（定義）	（定義）

第2条 この規則において「学校」とは、鳥取県立高等学校（以下「高等学校」という。）及び鳥取県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）をいう。

（入学）

第16条 略

2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学（鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号）第16条、鳥取県立高等学校通信教育規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号）第14条及び鳥取県立特別支援学校学則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号）第18条に規定する入学を除く。）を許可することができる。

（懲戒）

第17条 校長は、児童又は生徒に対して訓告、停学又は退学の懲戒を加えることができる。ただし、特別支援学校の児童及び中学部の生徒に対しては、停学及び退学の懲戒を加えることはできない。

2 略

（職員組織）

第21条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、技術職員、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舍指導員、介助職員及び現業職員を置く。

2及び3 略

（教頭）

第22条 略

2及び3 略

4 教育委員会が必要と認める特別支援学校に、校務を分担して整理する教頭を2人置く。この場合において、各教頭が分担して整理する校務は、校長が、別に定める。

（特別支援学校の小学部等の主事）

第25条 特別支援学校の各部に、主事を置くことができる。

2及び3 略

第2条 この規則において「学校」とは、鳥取県立高等学校（以下「高等学校」という。）鳥取県立盲学校（以下「盲学校」という。）鳥取県立聾学校（以下「聾学校」という。）及び鳥取県立養護学校（以下「養護学校」という。）をいう。

（入学）

第16条 略

2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学（鳥取県立高等学校学則（昭和51年4月鳥取県教育委員会規則第10号）第16条、鳥取県立高等学校通信教育規則（昭和52年3月鳥取県教育委員会規則第12号）第14条及び鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則（昭和52年3月鳥取県教育委員会規則第13号）第18条に規定する入学を除く。）を許可することができる。

（懲戒）

第17条 校長は、児童又は生徒に対して訓告、停学又は退学の懲戒を加えることができる。ただし、盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び中学部の生徒に対しては、停学及び退学の懲戒を加えることはできない。

2 略

（職員組織）

第21条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、技術職員、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舍指導員、介助職員及び現業職員を置く。

2及び3 略

（教頭）

第22条 略

2及び3 略

4 教育委員会が必要と認める盲学校、聾学校及び養護学校に、校務を分担して整理する教頭を2人置く。この場合において、各教頭が分担して整理する校務は、校長が、別に定める。

（盲学校の小学部等の主事）

第25条 盲学校、聾学校及び養護学校の各部に、主事を置くことができる。

2及び3 略

(学校栄養職員)

第33条の2 特別支援学校に、学校栄養職員を置くことができる。

2 及び 3 略

(教育相談員)

第33条の3 高等学校に、教育相談員を置くことができる。

2 教育相談員は、上司の命を受け、生徒の教育相談に関する職務に従事する。

3 教育相談員は、技術職員の中から、教育委員会がこれを命ずる。

別表(第3条関係)

1 略

2 特別支援学校

学校名	対象障害種	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地
鳥取盲学校	視覚障害	略			
鳥取聾学校	聴覚障害	略			
鳥取聾学校ひまわり分校	聴覚障害	略			
鳥取養護学校	病弱・肢体不自由	略			
白兔養護学校	知的障害	略			
倉吉養護学校	知的障害・肢体不自由	略			
皆生養護学校	肢体不自由	略			
米子養護学校	知的障害	略			

(学校栄養職員)

第33条の2 盲学校、聾学校及び養護学校に、学校栄養職員を置くことができる。

2 及び 3 略

別表(第3条関係)

1 略

2 盲学校、聾学校及び養護学校

学校名	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地
鳥取盲学校	略			
鳥取聾学校	略			
鳥取聾学校ひまわり分校	略			
鳥取養護学校	略			
白兔養護学校	略			
倉吉養護学校	略			
皆生養護学校	略			
米子養護学校	略			

(鳥取県立図書館管理規則の一部改正)

第7条 鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に

対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、図書館に<u>副館長</u>を、課に課長補佐を置くことができる。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 館長・<u>副館長</u>・課長・課長補佐・主幹・係長・副主幹</p> <p>2 及び3 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、図書館に<u>次長</u>を、課に課長補佐を置くことができる。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 館長・<u>次長</u>・課長・課長補佐・主幹・係長・副主幹</p> <p>2 及び3 略</p>

(鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正)

第8条 鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、県内に住所を有する者の子等で高等学校(高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)、<u>特別支援学校の高等部</u>、高等専門学校若しくは専修学校の高等課程(以下「高等学校等」という。)又は大学(大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)若しくは修業年限が2年以上の専修学校の専門課程(以下「大学等」という。)に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(高等学校等奨学資金の貸与の申請)</p> <p>第4条の2 高等学校等奨学資金の貸与の申請は、中学校(<u>特別支援学校の中学部</u>を含む。以下「中学校」という。)に在学時申請と高等学校等に在学時申請に区</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、県内に住所を有する者の子等で高等学校(高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)<u>盲学校の高等部</u>、<u>聾学校の高等部</u>、<u>養護学校の高等部</u>、高等専門学校若しくは専修学校の高等課程(以下「高等学校等」という。)又は大学(大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)若しくは修業年限が2年以上の専修学校の専門課程(以下「大学等」という。)に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(高等学校等奨学資金の貸与の申請)</p> <p>第4条の2 高等学校等奨学資金の貸与の申請は、中学校(<u>盲学校の中学部</u>、<u>聾学校の中学部</u>及び<u>養護学校の中学部</u>を含む。以下「中学校」という。)に在学</p>

分して行うものとし、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1)及び(2) 略

別記様式第1号(第4条の3関係)

(表)

鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書(中学校在学時申請用)		
略		
在学中学校等名	立 学校	第3学年
略		

(裏)

略		
---	--	--

備考 略

時申請と高等学校等在学時申請に区分して行うものとし、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1)及び(2) 略

別記様式第1号(第4条の3関係)

(表)

鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書(中学校在学時申請用)		
略		
在学中学校等名	立 中学校 盲学校 聾学校 養護学校	第3学年
略		

(裏)

略		
---	--	--

備考 略

(鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第9条 鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県埋蔵文化財センター(以下「埋蔵文化財センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を<u>定めるもの</u>とする。</p> <p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 発掘事業室の事務を分掌させるため、同室に<u>次に掲げる係及び担当</u>(以下「係等」という。)を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>調査担当</u></p> <p>3 室及び係等の分掌事務は、所長が定める。</p> <p>4 所長は、室及び<u>係等</u>の分掌事務を定めたときは、</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県埋蔵文化財センター(以下「埋蔵文化財センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を<u>定めることを目的</u>とする。</p> <p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 発掘事業室の事務を分掌させるため、同室に<u>次の各号に掲げる係</u>を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>調査第一係</u></p> <p>(3) <u>調査第二係</u></p> <p>3 室及び<u>係</u>の分掌事務は、所長が定める。</p> <p>4 所長は、室及び<u>係</u>の分掌事務を定めたときは、こ</p>

これを教育長に報告しなければならない。

これを教育長に報告しなければならない。

(鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則の一部改正)

第10条 鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則(平成7年鳥取県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、鳥取県スポーツセンター(以下「スポーツセンター」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。	(目的) 第1条 この規則は、鳥取県スポーツセンター(以下「スポーツセンター」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(内部組織及び分掌事務) 第3条 スポーツセンターに、 <u>総務係</u> 、生涯スポーツ係及び競技スポーツ係を置く。	(内部組織及び分掌事務) 第3条 スポーツセンターに、生涯スポーツ係及び競技スポーツ係を置く。
2及び3 略	2及び3 略

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。